

日本の無形文化財の保護制度

平成23(2011)年2月1日

文化庁文化財部伝統文化課

主任文化財調査官 菊池 健策

日本における無形の文化財の範囲

- 演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という)
(文化財保護法第2条第1項2号)
- 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という)(衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術...無形の民俗文化財)
(文化財保護法第2条第1項3号)
- 文部科学大臣は、文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる
(文化財保護法第147条)
- 演劇・音楽、工芸技術、風俗慣習・民俗芸能・民俗技術、選定保存技術

文化財保護の歴史

昭和25年 文化財保護法の制定

- ・無形文化財の保護制度の創設
- ・民俗資料の保護対象化

昭和29年改正

- ・無形文化財指定制度の確立
- ・埋蔵文化財制度の充実
- ・民俗資料指定制度の確立

昭和50年改正

- ・埋蔵文化財制度の充実
- ・民俗文化財指定制度の充実(有形・無形の指定制度)
- ・伝統的建造物群保存地区制度の創設
- ・文化財の保存技術の保護制度の創設

平成8年改正

- ・文化財登録制度の創設

平成16年改正

- ・文化的景観の保護制度の創設
- ・民俗技術の保護対象化
- ・文化財登録制度の拡充



重要無形民俗文化財「唐津くんちの曳山行事」
6番曳山「鳳凰丸」(071104)



重要無形民俗文化財「三上のずいき祭」
芝原式 (2004年10月)



重要無形民俗文化財「城端神明宮祭の曳山行事」
千枚分銅山(070504)



重要無形民俗文化財「城端神明宮祭の曳山行事」
獅子舞(070504)



城端神明宮祭の曳山行事
笠鉾



城端神明宮祭の曳山行事の千枚分銅山



城端神明宮祭の曳山行事
西上町の庵屋台

城端
神明宮の
曳山行事
夜の
庵屋
台





鹿沼今宮神社祭の屋台行事
石橋町屋台



鹿沼今宮神社祭の屋台行事



鹿沼今宮神社祭の屋台行事
中田町屋台



鹿沼今宮神社祭の屋台行事
下横町屋台



新庄まつりの山車行事
横町・下万場町山車



新庄まつりの山車行事
上万場町山車



大松明(恙虫):羽黒山松例祭(山形県鶴岡市)



大松明焼：羽黒山松例祭(山形県鶴岡市)



火の打替神事で鏡松明を巡る役者と松打：羽黒山松例祭(山形県鶴岡市)

日本における無形の文化財の指定件数

1. 重要無形文化財

	各個認定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸能	36	55	11	11
工芸技術	44	59 (58)	14	14
合計	80	114(113)	25	25

()内の数は同一人物が2つの技の保持者として認定を受けている

2. 重要無形民俗文化財 ^{ため実人数を示す} 264件

風俗慣習	103件
民俗芸能	151件
民俗技術(平成17年度から施行)	10件

3. 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 90件

4. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 585件

5. 選定保存技術 67件

選定件数	保持者		保存団体	
	件数	人数	件数	団体数
67	47	52	27	28(26)

※保存団体には重複認定があり、()内は実団体件数を示す

文化財保護のシステム

指定 認定 選定 選択

無形文化財

指定...技法・技術

認定...技法・技術を高度に体現できる者
選択...技法・技術

無形の民俗文化財

指定
選択

風俗慣習・民俗芸能・民俗技術

選定保存技術

選定

有形文化財等関係
無形文化財等関係

無形の文化財の保護施策

重要無形文化財

保持者

重要無形文化財保存特別助成金(定額)

自己の技術錬磨・後継者養成

保持団体・総合認定保持者の団体

毎年補助金交付

事業内容・規模に応じて

無形の民俗文化財

保護団体等

補助金(必要に応じて)

調査 用具の修理新調 伝承者養成 映像記録の作成等

選定保存技術

保持者

毎年補助金交付

保存団体

毎年補助金交付



京都祇園祭の山鉾行事
鶏鉾 石持の修理新調事業

修理前

修理中

